

○金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区保存計画

令和３年４月１日 告示第133号

（改正履歴）

	平成13年５月１日	教育委員会告示第４号
改正	平成15年４月１日	教育委員会告示第４号
改正	平成22年12月１日	教育委員会告示第12号
改正	平成24年５月１日	教育委員会告示第７号
改正	平成27年12月28日	教育委員会告示第22号

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和５２年条例第２号。以下「条例」という。）第３条の規定に基づき、東山ひがし伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

１ 保存地区の保存に関する基本計画

（１）方 針

ア 沿革

卯辰山西麓の浅野川の近くに茶屋町が設けられたのは、文政３年(1820年)である。犀川畔の「にし」とともに開設が公許されたもので、このとき従来の町割りがまったく改められたことを、前後の町割図から知ることができる。茶屋町創立の頃の古図によると、南北約100メートル（現在約130メートル）、東西約180メートルの区域を区切り、表と裏に木戸が設けられていた。

その後、一時期廃止されたものの慶応３年(1867年)に再び公認されて以降、今日まで金沢の茶屋文化の中心として受け継がれてきている。

一方、弘化３年(1846年)に茶屋町はその名を愛宕と改められ、一番丁から三番丁までに区分され、明治維新後に北の通りを四番丁とした。その後、町名変更により東山１丁目の一部となった。

保存地区は、今日なお伝統的な茶屋の建物が良く残り、そこに息づく伝統文化に彩られたなりわいとともに、落ち着いたたたずまいを見せている。

イ 現況の概要

（所在地）

保存地区は、市街地の中心にある金沢城址の北東にあり、市内を流れる浅野川の北に位置している。地区の東側には卯辰山があり、山麓に寺院が建ち並んで地区の背景として優れた景観を見せている。

（戸数）

保存地区内の建築物は、144戸（土蔵などの附属屋は、主屋とは別に１戸と算定）で、

このうちの約60パーセントは伝統的な茶屋建築である。また、この中には、鎮守社である天満宮（菅原神社）が含まれている。

（宅地割）

宅地の形は一般の町家と同じく、間口が狭く奥行きが深い形式が大半で、間口は3.6メートル（2間）から9メートル（5間）までで、奥行きは旧愛宕二番丁、三番丁で18メートル（10間）前後で、一、四番丁は間口奥行きともに小さく、奥行きは9メートル（5間）前後である。

これらの宅地は、通りを挟んで両側に向かい合って町を形成しているが、一番丁のみは片側である。

（建物の外観）

保存地区内の建物は、茶屋町特有の二階の高い形式で、特に、旧愛宕二番丁、三番丁はその保存が良い。一部には、二階の低い建物も見られる。

屋根： 屋根は、切妻造平入りの石置板葺屋根であったが、現在ではすべて棧瓦葺又は金属板葺となり、石置板葺屋根はない。二番丁は大部分が棧瓦葺であるのに対し、三番丁は金属板葺が多い。屋根を瓦葺にする場合は勾配を変える必要が生じ、それと同時に三階を設けたと見られるものもある。金属板葺の屋根は板葺のままの勾配で、小屋組を変えることなく鼻隠板（カザガエシ）もそのまま、当初の形式を残している。

一階の格子： 茶屋の建物の第一の特徴は、弁柄塗りの出格子である。その細かい木格子は「キムスコ」と呼ばれている。古い姿では割竹の竹簾を材料とした「スムスコ」があったが、今ではこの保存地区内の格子では見ることができない。出格子の腰は石の腰羽目を持つものが多く、これと持ち送り形式のものが古い形式と考えられる。

二階雨戸： 二階の表は吹き放しの縁とし、外側に一筋の敷居、鴨居を打ち雨戸を引き通している家が多い。雨戸の形式は、最上部を障子張りとした板戸が最も古い。最近の修理の際に改装されて今はもう現存しない。近年では、障子の代わりにガラスを入れたものや一般的なガラス戸のほか、アルミサッシも用いられている。

（その他）

古い絵図等に見られる木戸、塀及び道路に植えられていた桜や柳はすべて取り除かれ、水路は暗渠化されている。道路はアスファルト舗装されていたが、近年の修景整備によって白御影石貼り又はカラーアスファルトと豆砂利洗い出しによる舗装となっている。また、その際に広見の一角に柳が新たに植栽され、貴重な緑となっている。

（平22教育委員会告示 ・一部改正）

ウ 保存に関する基本的な考え方

保存地区は、文政3年(1820年)の浅野川茶屋町創立時の茶屋町の範囲をもとに、その周辺

部を一部加えた旧愛宕一、二、三、四番丁（現在の東山１丁目の一部）の区域（約１．８ヘクタール）である。（別図第１のとおり）

この保存地区は、城下町金沢の中でも特に落ち着いたたたずまいを残す町で、一階を揃いの出格子とし、背の高い二階建ての建物が軒を連ねた景観は茶屋町特有の雰囲気、約１４０戸に及ぶ建物及びその地割が当初の姿を良く残す国内でも数少ない貴重な地区である。

また、この保存地区の伝統的建造物群は、我が国にとって、極めて貴重な文化遺産と認められるもので、市民の理解と協力のもとに、この保存地区の伝統的建造物とその歴史的環境を後世に伝えとともに、健全な住環境の整備に努め、併せて本市の文化的向上を図るものとする。

（２）内 容

近年の急激な社会情勢、市民生活の変化と本地区内建築物等の老朽化によって、このまちなみも少しずつ変化してきている。このような現状から、保存地区の町割を保存しつつ、建築物等については、保存地区内の道路等から通常望見できる範囲の外観を主として保存する。

このため、保存を要する物件を別項のとおり定め、伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建築物等の修景を行う。

このほか、当該地区の保存のため必要な土地及び自然物の復旧又は修景を行い、防災設備その他の管理施設を設置し、環境の整備を行うものとする。

この目的を達成するため、市自ら事業を実施するとともに、所有者等が行う事業に補助することができるものとする。

２ 保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件の決定

（１）伝統的建造物

保存地区において、主として江戸時代後期から昭和初期にかけての建築物その他の工作物のうち、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものを「伝統的建造物」と定める。

伝統的建造物の決定基準については、次のとおりとする。

ア 建築物については、東山ひがし地区の伝統的様式、構造手法、材料で造られているもので、次の①から③までに当てはまるもの（別表第１のとおり）

- ① 江戸時代から昭和時代初期（おおむね昭和２０年以前）までに建築されているもの
- ② 保存状態の良いもの
- ③ 復原可能なもの

イ 建築物以外の工作物については、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるもの（別表第２のとおり）

ウ 伝統的建造物に係る図面（別図第２のとおり）

(2) 伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件（土地及び自然物）を「環境物件」として定める。（別表第3及び別図第3のとおり）

3 保存地区内における建築物等の保存整備計画

(1) 保存整備の考え方

保存地区内では、比較的良く保存活用されている建築物等が多いが、不適切な改造、経年による老朽化や破損等も見られる。しかし、これらの大多数は、適切な修理及び修景を施すことによって、地区にふさわしい姿に回復できる可能性を持っている。このような現況にあつて、建築物等の保存整備に当たっては、藩政期以来の茶屋町として、当時の町建てそのままの地割に現在も茶屋様式町家が集積する地区の特性に応じ、伝統的建造物については保存のための修理を行うとともに、その他の建築物等については適切な修景を実施する。また、保存修理に際して構造耐力上必要な部分を補強し及び修理し、耐震性能の向上を図るよう努める。

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる自然物及び土地等にあつては、できるだけその保存及び復旧を図るとともに、必要に応じて適切な修景を実施する。

(2) 保存整備計画

ア 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、別表第4に定める基準により修理を実施するものとする。

（平15教育委員会告示 ・一部改正）

イ 伝統的建造物以外の建築物等については、当地区の伝統的建造物群の特性と調和するよう、別表第5に定める基準により修景を実施するものとする。

ウ 環境物件として特に定めた自然物等については、保存地区の歴史的風致を維持するものとして保存し、必要に応じて復旧する。また、新たに歴史的風致の形成に寄与するための修景を実施するものとする。

エ これらの修理及び修景の基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を守り育てるとともに、東山ひがし地区の特性を生かした生活環境の整備に努める。

4 保存地区内における建築物等及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件に係る助成措置等

(1) 経費の補助

条例第9条の規定に基づき、次の経費の一部を補助する。このため、金沢市伝統的建造物群保存地区に関する補助金の交付要綱を別に定める。

ア 伝統的建造物の修理事業のうち、伝統的建造物群の特性を維持するために必要な外観及び屋根の修理に要する経費

なお、伝統的建造物の構造耐力に関わる主要な部分について必要があると認められる修理及び防災上構造耐力を増すために必要があると認められる補強に要する経費については、これを含めることができる。この場合において、構造耐力に関わる主要な部分とは、基礎、耐力壁（内部の表面仕上げを除く。）、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床組及び横 架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）とする。

イ 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更のうち、保存地区の特性と調和するために必要な外観及び屋根の修景に要する経費

ウ 環境物件の復旧事業又はこれに類する物件の修景事業のうち、保存地区の歴史的風致を維持するために必要があると認められる事業に要する経費

エ 建築物及び環境物件の保存を図るために必要な管理等に要する経費

オ 保存地区の保存を目的とする住民等の団体による活動に要する経費

（２）物資の提供等

保存地区の保存に関し必要があると認められる場合には、物資を提供し、又はあつ旋することができる。

（３）資金の融資

別に定める要綱に基づき、保存地区内における景観保全に要する資金を融資する。

（４）技術的援助

保存地区の歴史的風致を維持し、及び形成するため、修理、復旧、修景等に係る設計相談その他の必要な技術的援助を行う。

（５）固定資産税等の軽減

保存地区内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減を図る。

5 保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに保存地区の環境の整備計画

（１）管理施設等

保存地区の住民と来訪者の便宜及び保存地区に関する歴史資料等の保存と活用を図ることによって保存地区についての理解を深めることに資するため、保存地区内に適当な施設を設置することに努める。また、保存地区内の適切な箇所に標識、案内板、説明板等を設置する。

（２）防災施設等

保存地区では、防災計画を策定し、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等を目的とした防災施設を整備するとともに、避難路の確保、建築物等の構造補強等を進める。また、保存地区内の住民による自主的な防災活動を奨励し、防災意識の啓発と初期消火等の充実を図る。

ア 消火設備

各戸に消火器を設置するとともに、住民による操作が可能な簡易型消火栓を整備する。

イ 警報設備

各戸に自動火災報知設備を設置し、火災の早期発見及び通報に向けた体制を整備する。

ウ 建築物等の耐震補強

伝統的建造物の修理に合わせて、できるだけ構造耐力に関わる主要な部分の補強を行う。

エ 自主防災活動

保存地区内に、住民による自主防災団体を組織し、防火パトロール、防災訓練、防災知識の普及及び消火器具、警報設備等の操作の習熟、点検等に努める。

(3) 環境の整備等

保存地区では、建築物等及び環境物件の保存整備を進めるほか、住民の生活の場であることを考慮しながら、電柱、電線類の無柱化や来訪者のための駐車施設の設置等の環境の整備に努める。

別表第 1

建築物

番号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地
1	7	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目 7番 6号
2	7-2	土 蔵	1 棟	金沢市東山1丁目 7番 6号
3	9	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目 8番21号
4	11	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目 8番18号
5	15	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目11番 3号
6	21	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目12番 3号
7	22	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目12番 4号
8	23	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目12番 5号
9	24	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目12番 7号
10	25	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目12番10号
11	26	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目12番11号
12	27	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目12番11号
13	28	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目12番12号
14	29	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目12番 1号
15	30	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番 5号
16	31	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番 5号
17	32	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番 4号
18	33	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番 7号
19	33-2	土 蔵	1 棟	金沢市東山1丁目13番 7号
20	34	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番 7号
21	35	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番 8号
22	36	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番 9号
23	37	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番 9号
24	38	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番10号
25	39	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番10号
26	40	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番11号
27	42	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番15号
28	45	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番19号
29	46	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番20号
30	46-2	土 蔵	1 棟	金沢市東山1丁目13番20号
31	47	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番21号
32	48	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番21号
33	49	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番22号
34	50	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番23号
35	50-2	土 蔵	1 棟	金沢市東山1丁目13番23号
36	51	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番24号
37	51-2	土 蔵	1 棟	金沢市東山1丁目13番24号
38	52	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目14番 3号
39	55	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目14番 5号
40	56	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目14番 6号
41	57	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目14番 7号
42	58	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目14番 7号
43	59	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目14番 8号
44	59-2	土 蔵	1 棟	金沢市東山1丁目14番 8号
45	60	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目14番 9号

46	61	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目14番 9号
47	62	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目14番12号
48	62-2	土 蔵	1 棟	金沢市東山1丁目14番12号
49	63	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目15番 8号
50	67	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目15番 6号
51	69	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目15番 5号
52	71	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目16番 4号
53	72	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目16番 5号
54	73	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目16番 5号
55	77	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目23番11号
56	78	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目23番10号
57	79	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目23番10号
58	82	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目23番 6号
59	83	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目23番 5号
60	84	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目23番 5号
61	86	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目24番 2号
62	87	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目24番 3号
63	89	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目24番 4号
64	89-2	土 蔵	1 棟	金沢市東山1丁目24番 4号
65	91-2	土 蔵	1 棟	金沢市東山1丁目24番 6号
66	92	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目24番 6号
67	93	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目24番 7号
68	94	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目25番 1号
69	96	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目25番 3号
70	100	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目25番 5号
71	101	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目25番 6号
72	103	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目25番 7号
73	104	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目26番 9号
74	106	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目26番13号
75	107	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目26番14号
76	108	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目26番15号
77	109	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目26番15号
78	110	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目26番16号
79	111	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目26番17号
80	111-2	土 蔵	1 棟	金沢市東山1丁目26番17号
81	114	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目26番 6号
82	115	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目26番 7号
83	116	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目26番 7号
84	117	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目26番 8号
85	119	本 殿	1 棟	金沢市東山1丁目27番 8号
86	119-2	社務所	1 棟	金沢市東山1丁目27番 8号
87	121	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目27番11号
88	123	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目27番12号
89	124	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目27番 1号
90	44	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目13番18号
91	44-2	土 蔵	1 棟	金沢市東山1丁目13番18号
92	76	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目16番 6号
93	126	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目27番 7号
94	54	主 屋	1 棟	金沢市東山1丁目14番 4号

(平 1 5 教育委員会告示・平 2 2 教育委員会告示・
平成 2 4 教育委員会告示・平成 2 7 年教育委員会告示 一部追加)

別表第 2

工作物

番号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地
1	工 5 1	板 塀	1 棟	金沢市東山 1 丁目 1 3 番 2 4 号
2	工 6 9	板 塀	1 棟	金沢市東山 1 丁目 1 5 番 5 号
3	工 1 1 9 - 3	鳥 居	1 基	金沢市東山 1 丁目 2 7 番 8 号
4	工 1 1 9 - 4	玉 垣	3 基	金沢市東山 1 丁目 2 7 番 8 号
5	工 1 1 9 - 5	石 垣	3 基	金沢市東山 1 丁目 2 7 番 8 号
6	工 1 1 9 - 6	こま犬	2 基	金沢市東山 1 丁目 2 7 番 8 号

別表第 3

環境物件

番号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地
1	環 4 2	樹 木	1 本	金沢市東山 1 丁目 4 1 8 番
2	環 1 1 9 - 7	樹 木	4 本	金沢市東山 1 丁目 7 1 9 番
3	環 1 3 2	広 見	1 か所	金沢市東山 1 丁目 4 3 0 番先
4	環 1 3 2 - 2	樹 木	1 本	金沢市東山 1 丁目 4 3 0 番先
5	環 1 3 3	水 路	1 条	金沢市東山 1 丁目 726 番先～449 番先
6	環 1 3 3 - 2	水路跡	1 か所	金沢市東山 1 丁目 7 2 6 番先
7	環 1 3 4	石積溝	1 条	金沢市東山 1 丁目 702 番先～425 番先
8	環 1 3 5	樹 木	1 本	金沢市東山 1 丁目 7 0 3 番先

別表第 4

伝統的建造物の修理基準

主としてその外観を維持し、整備し又は復元するための修理とする。
(平 1 5 教育委員会告示 ・ 全部改正)

別表第 5
伝統的建造物以外の建築物等の修景基準
1 建築物の外観の様式、材料及び色彩の基準

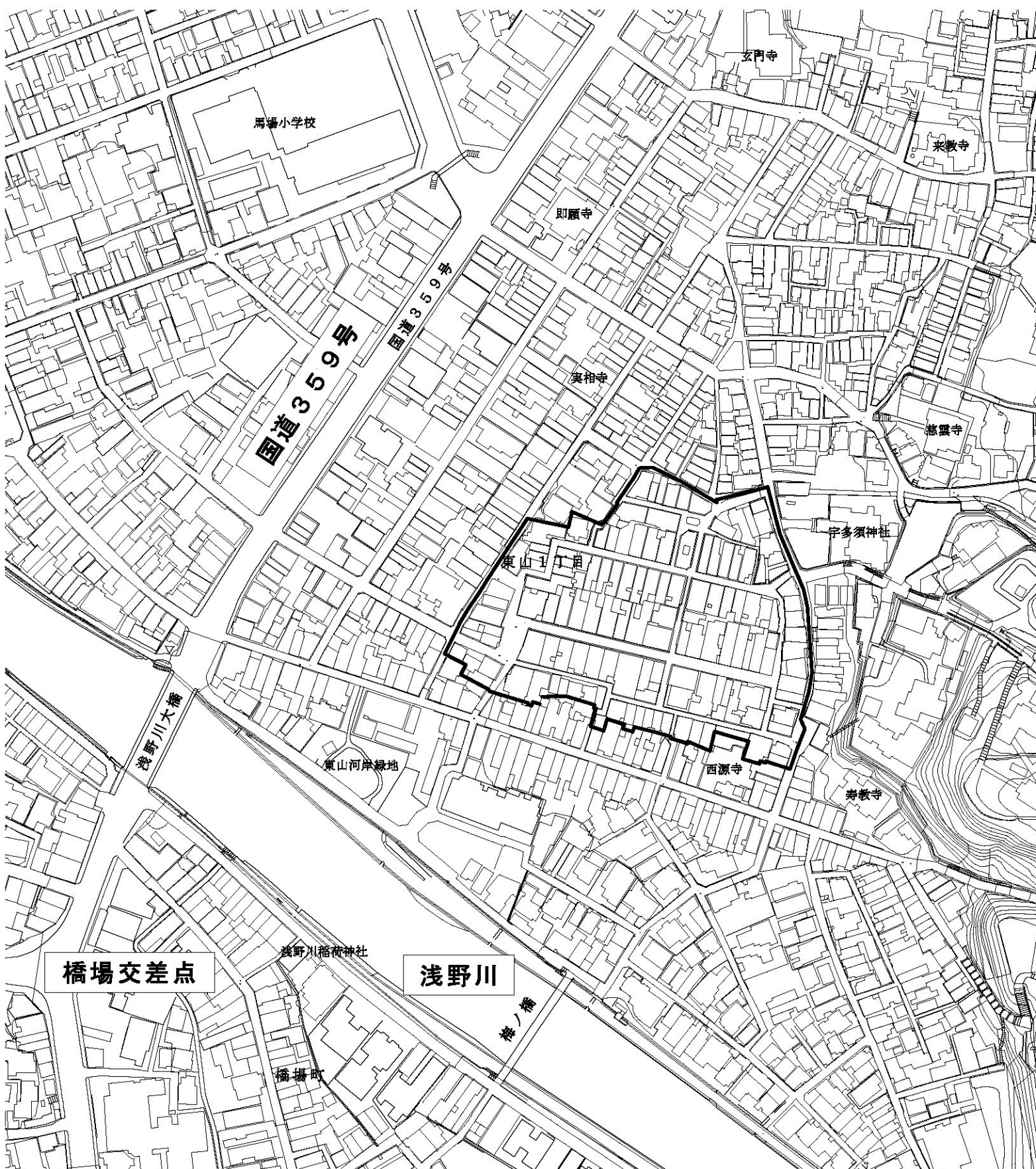
様 式					材 料	色 彩
名 称	構 造	位 置	屋根及びひさし	外壁及び開口部		
本 2 階建 町家茶屋 様式	木造 2 階建平入り を原則とする。 ただし、一部 3 階 建のときは前面道 路に面する部分は 2 階建とし、又は 3 階の部分は前面道 路から見えないよ う後退させる。 2 階の縁側は、張 出しとする。	外壁の位置及 び軒線は、伝統 的建造物に揃 える。	(1) 屋根は切妻で黒瓦葺、黒系金属 板葺又は銅板葺とし、軒裏はたる木 及び野地板をあらわしにする。 屋根勾配は、伝統的建造物に準じ たものとする。 金属板葺及び銅板葺とするときは、 軒先にカザガエシを備える。 (2) ひさは黒瓦（一文字軒先瓦） 葺、金属板一文字葺又はその他の伝 統的様式によることとし、軒裏はた る木及び野地板をあらわしにする。	(1) 外壁は、押縁下見板張り又は腰縦 羽目板張りとする。 (2) 1 階の正面で玄関以外の開口部 は出格子又は平格子とし、格子の腰 は石の腰羽目、つか柱又は持ち送り とする。 (3) 玄関は、大戸又は引込み格子戸、 漆くい壁又はじゅ楽壁及び腰縦羽目 板張り、腰下見板張りその他の板張 りによって構成する。 (4) 2 階の正面は、縁側に欄干を設 け、腰高ガラス掃き出し窓又は雨戸 及び戸袋で構成する。 (5) 雨戸は、上部障子窓、ガラス窓又 は欄間付縦張り板戸とする。	石、木、土、 漆くい、弁柄 等の伝統的 材料を用い る。	木部は、弁 柄塗り、生地 仕上げその 他これらに 類する仕上 げの色彩と する。
本 2 階建 町家様式	木造 2 階建平入り を原則とする。 ただし、一部 3 階 建のときは前面道 路に面する部分は 2 階建とし、又は 3 階の部分は前面道 路から見えないよ う後退させる。	外壁の位置及 び軒線は、伝 統的建造物に 揃える。	(1) 屋根は切妻で黒瓦葺、黒系金属 板葺又は銅板葺し、軒裏はたる木及 び野地板をあらわしにする。 屋根勾配は、伝統的建造物に準じ たものとする。 金属板葺及び銅板葺とするときは、 軒先にカザガエシを備える。 (2) ひさは黒瓦（一文字軒先瓦） 葺、金属板一文字葺又はその他の伝 統的様式によることとし、軒裏はた る木及び野地板をあらわしにする。	(1) 外壁は、押縁下見板張り又は腰縦 羽目板張りとする。 (2) 1 階の正面の開口部は、出格子若 しくは平格子又は引込み格子戸、引 違格子戸若しくは腰高ガラス引違戸 とする。 (3) 2 階の正面の開口部は、出格子 窓、平格子窓又はガラス引違窓とす る。	石、木、土、 漆くい、弁柄 等の伝統的 材料を用い る。	木部は、弁 柄塗り、生地 仕上げその 他これらに 類する仕上 げの色彩と する。
和風邸宅 様式	木造平屋建又は本 2 階建とし、塀及び 門を備える。		(1) 屋根は切妻又は寄棟で黒瓦葺と し、軒裏はたる木及び野地板をあら わしにする。 (2) ひさは黒瓦葺、金属板一文字 葺又はその他の伝統的様式による こととし、軒裏はたる木及び野地板 をあらわしにする。	(1) 外壁は、押縁下見板張り又は腰縦 羽目板張り及び漆くい壁、じゅ楽壁 又はこれに準ずるものとする。 (2) 1 階の開口部は、出格子窓、平格 子窓又はガラス引違窓及び引込み格 子戸又は引違格子戸とする。 (3) 2 階の開口部は、出格子窓、平格 子窓又はガラス引違窓とする。	石、木、土、 漆くい、弁柄 等の伝統的 材料を用い る。	木部は、生 地仕上げ、古 色仕上げそ の他これら に類する仕 上げの色彩 とする

2 塀、門及び垣の外観の様式、材料及び色彩の基準

様 式					材 料	色 彩
	名 称	構 造	屋 根	壁 面		
塀	屋根小壁付和風板 塀	木造真壁造りとする。	屋根は、黒瓦葺、銅板葺又は 板葺とする。	小壁は漆くい壁又はじゅ 楽壁とし、下部は縦羽目板 張りとする。	石、木、土、漆くい、 弁柄等の伝統的材料 を用いる。	木部は、弁柄塗り、 古色仕上げ、生地仕上げ その他これらに類する 仕上げの色彩とする。
	屋根欄間付和風板 塀	木造真壁造りとする。	屋根は、黒瓦葺、銅板葺又は 板葺とする。	上部は飾り欄間とし、下 部は縦羽目板張りとする。	石、木、土、漆くい、 弁柄等の伝統的材料 を用いる。	木部は、弁柄塗り、 古色仕上げ、生地仕上げ その他これらに類する 仕上げの色彩とする。
	和風塗塀	木造真壁造りとする。	屋根を設けるときは、黒瓦 葺、銅板葺又は板葺とする。	壁は、漆くい壁又はじゅ 楽壁とする。	石、木、土、漆くい、 弁柄等の伝統的材料 を用いる。	木部は、弁柄塗り、 古色仕上げ、生地仕上げ その他これらに類する 仕上げの色彩とする。
	和風板塀	木造とする。	屋根を設けるときは、黒瓦 葺、銅板葺又は板葺とする。	壁は、縦羽目板張りとす る。	木とする。	木部は、弁柄塗り、古色 仕上げ、生地仕上げその 他これらに類する仕上 げの色彩とする。
門	腕木門	木造で出桁を持つ。	屋根は黒瓦葺又は銅板葺と し、軒裏はたる木及び野地板 をあらわしにする。	欄間、漆くい壁、じゅ楽 壁、縦羽目板張り、杉皮張 り等とする。	石、木、土、漆くい、 弁柄等の伝統的材料 を用いる。	木部は、弁柄塗り、古色 仕上げ、生地仕上げその 他これらに類する仕上 げの色彩とする。
垣	竹垣	四目垣、建仁寺垣その他 これらに類する竹垣とす る。			木及び竹とする。	
	生け垣	和風生け垣			あらかし、うばめか し、かなめもち、さざ んか、さつき、まさき 等の和風の樹種とす る。	

別図第1 保存地区の範囲

 保存地区



別図第2 伝統的建造物に係る図面



別図第3 環境物件の位置及び範囲に係る図面

